

公害防止に関する協定書

■■■■ (以下、「甲」という) と ■■■■ (以下、「乙」という) 及び大山町 (以下、「立会人」という) は、大山町塩津地内における事業活動による公害の防止等について、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、乙の事業活動による公害の防止を図り、地域住民の健康を保護し、生活環境の保全に努めることを目的とする。

(基本原則)

第2条 乙は、事業活動に関して、公害関係法令 (鳥取県条例を含む。以下同じ) 及び、大山町環境保全条例を遵守することは勿論、この協定の定めを厳守して甲および地域住民に対して環境保全及び補償の義務を負う。

(乙の注意義務)

第3条 乙は、事業活動を行うに当たり、排水及び廃棄物の処理につき、地域住民の健康ならびに生活環境を侵害しないよう細心の注意を尽くし、環境保全に必要な設備の設置ならびにその適正な管理を怠ってはならない。

(水質汚濁防止)

第4条 乙は、施設等から排出される排水については、排水地先の公共用水路の利用目的に影響を及ぼすことのないようにするものとする。

(廃棄物の処理)

第5条 乙は、事業活動に伴って発生する廃棄物の処理にあたり、周辺的环境に悪影響を及ぼさないよう処理及び運搬作業等を適切に行ないこれらの物が飛散し、流出及び悪臭漏れのないよう必要な措置を講じなければならない。

(事故防止、通告義務)

第6条 乙は、乙の敷地内又その周辺で付近 住民に影響を及ぼす恐れのある事故が生じたときは、直ちに、その内容を甲及び立会人に通知するとともに被害防止に必要な措置をしなければならない。

(補償)

第7条 乙は、乙の物的施設の瑕疵もしくは 事業活動等により地域住民に被害を生じさせたときは、被害住民に対し被害を補填する補償をするものとする。

(苦情処理の仲裁)

第8条 立会人は、甲と乙との間に紛争が生じたときは、いずれかの当事者からの申立てにより、紛争処理に必要な仲裁を行うことができる。

2 立会人は、前項の仲裁を行う場合には、事前に当事者双方の意見を聴取し、公平な立場で仲裁案を作成、当事者双方に書面で提示するものとする。

(立人調査権)

第9条 甲は、大山町の環境保全に必要と認めたときは、必要に応じて乙に報告を求め、立会人の関係職員を、乙の施設に立ち入らせて必要な調査をすることができる。

この協定の証として本書3通を作成し、甲乙および立会人が捺印の上、各1通を保有する。

平成22年 3月25日

甲

[Redacted signature area for Party A]

乙

[Redacted signature area for Party B]

立会人 鳥取県西伯郡大山町御来屋328番地
大山町長 森田 増 範

